**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第２８０号）**

**〔産業廃棄物収集運搬業者指導記録部分公開決定第三者異議申立事案 〕**

**（答申日：平成２９年６月２１日）**

**第一　審査会の結論**

　　　実施機関（大阪府知事）は、本件異議申立ての対象となった行政文書のうち、別表１の「非公開が妥当と判断した部分」については非公開とするべきである。その余の部分については、実施機関の決定は妥当である。

**第二　異議申立ての経過**

１　平成２７年１１月１０日、本件請求者は、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第６条の規定に基づき、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「積替えを伴わない産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管行為に対し、積替え・保管を含む又は保管を含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可をした事例の、全ての許可申請書及びその許可証の写し」、「平成○年○月○日以前に、積替えを伴わない保管行為を行った収集運搬業者に対する、全ての行政指導の内容」の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　同年１１月２０日、実施機関は、本件請求のうち、「平成○年○月○日以前に、積替えを伴わない保管行為を行った収集運搬業者に対する、全ての行政指導の内容」に対応する行政文書として、改善計画書（以下「本件対象文書１」という。）、週間行動予定表（以下「本件対象文書２」という。）、○／○○支店ミーティング議事録（以下「本件対象文書３」という。）、改善計画書の４．○の保管について（以下「本件対象文書４」という。）、製造依頼書（控）（以下「本件対象文書５」という。）、精製報告書（控）（以下「本件対象文書６」という。）、産業廃棄物管理票（事業系マニフェストＢ２票）（以下「本件対象文書７」という。）、立入検査復命書（以下「本件対象文書８」という。）を特定し、本件対象文書１から本件対象文書８に第三者である異議申立人に関する情報が記載されていることから、条例第１７条第１項の規定に基づき意見書提出の機会を付与するため、異議申立人に対して第三者意見書提出機会通知書を送付した。

３　同年１１月２６日、異議申立人は、（１）の文書について、（２）のとおり理由を付して、実施機関に対し、行政文書の公開に反対する意思の意見書を提出した。

（１）公開に反対する部分

　　　本件対象文書１から８までの全て

（２）公開に反対する理由

ア　本件対象文書２から７までについては、異議申立人が実施機関からの指導を受けた後、異議申立人における適正な運用と改善の状況を実施機関へ報告するにあたり、任意性を以って提出した文書である。しかしながら、異議申立人がこれを提出するにあたり、情報公開の可能性は示唆されていなかった。示唆されていた場合には、異議申立人は公にしないことを前提に、口頭による状況の説明ないしは閲覧させるのみとし、提出には至らなかった文書である。

　　よって、これらの文書は行政機関の保有する情報の公開に関する法律第５条第２号ロ（法人等に関する情報）に該るものと解されるべきものである。

イ　また、本件対象文書７については、異議申立人の取引先の個人情報が記録されたものは同法第５条第１号に該り、並びに本件対象文書１から６までについては、異議申立人の顧客情報、取引条件、営業方針、内部管理に属する経営方針が記録され、これらの文書は同法第５条第２号イに該る。

これらが公にされた場合、個人の権利又は異議申立人の市場における競争上の地位の正当な利益を害するものとなる。

なお、異議申立人は、営業上の秘密並びに取引先との機密保持に基づき、取引先との取引条件、分析の結果、処理料金等は一般に開示していない。当該情報が第三者に開示された場合、異議申立人は取引先との信用を失う上、営業上のノウハウ並びに機密が流出し、市場の優位性を失うこととなり、かかる影響、損害は計り知れない。

ウ　本件対象文書８については、異議申立人が営む貴金属の精錬を通じ取引先から廃棄物を回収する事業は業者数が限られており、異議申立人並びに異議申立人の取引先の特定がしやすいものであり、請求者が所有する他の情報と照合すること等により、ア、イで述べた個人の情報又は異議申立人の正当な利益を害するおそれがある。

　　　上述の理由により、当該行政文書が、特に「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」でない限り、開示に反対を申し上げる。

４　同年１２月８日、実施機関は、条例第１３条第１項の規定により、本件対象文書について、別表２のとおり、非公開と決定した部分を特定して部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、公開しない根拠条文を付して、本件請求者に通知した。

５　同日、実施機関は、条例第１７条第３項の規定により、本件決定を行った旨及び本件非公開部分を除いて公開することとした理由を次のとおり付して、第三者である異議申立人に通知した。

（公開決定をした理由）

「行政文書公開請求に対する公開・非公開の決定は、条例の規定に即して行わなければならないものであり、本件行政文書（公開部分）に記録されている情報は、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、大阪府情報公開条例第８条第１項第１号に該当しないほか、特定の個人が識別されうるもののうち、一般に知られたくないと望むことが正当であると認められないため、同条例第８条第１項各号又は第９条第１号に該当しないため。」

６　同年１２月２２日、異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）による改正前の行政不服審査法第６条の規定により、実施機関に対し本件決定を取り消し、本件公開部分の非公開を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

**第三　異議申立ての趣旨**

　　　異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。

**第四　異議申立人の主張要旨**

　　　異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

　１　異議申立書における主張

　　　異議申立てにかかる処分は、次の点が違法かつ不当である。

　（１）実施機関へ提出した文書（本件対象文書２から７）については、異議申立人は第三者への公開を承知し実施機関へ提出したものではない。異議申立人は第三者への公開を示唆されていれば、任意の文書につき、提出には至らなかった文書である。本件決定はこの点に触れず、当該文書を提供者の承諾を得ずに公開するという決定を下しており、この決定は情報を提供した者の権利を侵害するものであり、違法かつ不当である。

（２）本件対象文書２について、本件決定は、条例第８条第１項第１号（公開しないことができる行政文書）を適用せず、個人の氏名・印影、会社の取引状況を非公開とし、その余は公開するとしている。しかしながら、記載された地区において、異議申立人が訪問する○の名称、回収予定物の内容等は、異議申立人にとって第三者（競合する他社へ渡る蓋然性を含む）に絶対に開示させられない営業上の重要な機密であり、本件決定の「公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない」とする決定は違法かつ不当である。

（３）本件対象文書４、５及び６については、産業廃棄物には該当していない有価物（○）の取引の状況を証するものであり、実施機関から指導を受ける対象物品又は行為は存在していない。

他方で、異議申立人が取引先から委託された内容（本件対象文書５）、委託後の検収報告（本件対象文書６）は、異議申立人が属する貴金属精錬事業者の商習慣上及び商業道徳上、第三者へ公開していないものである。また、異議申立人の工賃、分析料、値引き条件は、取引先毎に異なるものであり、これらの異議申立人の営業上の秘密が第三者、特に異議申立人と競合する同業者等に開示された場合、営業上の不利益は甚大かつ深刻なものとなる。本件決定において「公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない」とし、個人の氏名、印影、会社の取引価格、代表者の印影を非公開としその余を公開するとした決定は極めて不当であり、全てを非公開とすることを求める。

　（４）異議申立人より任意で提出した本件対象文書２から７の文書については、指導後の改善状況を報告するにあたり、口頭による説明または文書の目視確認等により、既に使用の目的（指導後の改善状況の報告）が果たされているというべきものであり、全て非公開とすることは勿論のこと、直ちに異議申立人へ返還されることを求める。

（５）本件対象文書１は、実施機関へ任意ではなく提出された文書であるが、異議申立人が一般には公開していない法人の内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報が記載されていることから、第三者へ公開されることは不当である。

　２　反論書１における主張

　（１）条例第８条第１項第１号に該当すること

　　　　本件対象文書１から７には、異議申立人の顧客情報、取引条件、営業方法、営業方針、内部管理に属する経営方針が記載されている。異議申立人の工賃、分析料、値引条件は、取引先ごとに異なるものであるところ、これらが第三者、特に異議申立人と競合する同業者等に明らかになることによる営業上の不利益は甚大であり、異議申立人の市場における優位性を失うこととなる。取引先からの信用も失墜して、取引先を失うことにもなりかねない。また、営業方法や営業方針、経営方針が明らかになることは、営業上のノウハウや機密情報が他に漏れることとなり、市場社会における競争において劣位に立つことになることは明らかである。当該不利益は、個人の氏名、印影、会社の取引価格、代表者の印影を非公開としただけでは、避けることができない。

　　　　すなわち、本件文書は公開されることによって、異議申立人の競争上の地位を害することは明らかであり、条例第８条第１項第１号に該当する。

　（２）条例第８条第１項第２号に該当すること

　　　　本件対象文書２から７は、実施機関からの指導を受けて、異議申立人における適正な運用と改善の状況を報告するために、任意に提出したものである。情報公開の可能性は全く示唆されておらず、仮にその可能性があるのであれば提出をしなかった内部情報にかかる文書である。

　　　　したがって、公開をしないことを当然の前提、すなわち条件として、任意に提出した文書であり、条例第８条第１項第２項に該当する。

　（３）このように、本件文書等は、条例第８条第１項第１号及び第２号に該当することから、「公開しないことができる」行政文書に当たる。そして、公開することが、公益にかなうものでもなく、単に本件請求者の個人的な利益となるものである。公開することによる利益が、不利益を上回るものではなく、むしろ公開することによって異議申立人が蒙る不利益の方が大きい。

　　　　したがって、実施機関が行った本件決定は、裁量権の逸脱濫用にあたり違法である。

３　反論書２における主張

（１）公開することと決定した文書は本件請求の対象に該当しない

ア　平成２７年１１月１０日に、異議申立人でない第三者（本件請求者）より、条例第６条の規定により公開請求が行われた行政文書は、次のとおりである。

（ア）産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の積替え・保管の許可をした事例の、全ての許可申請書及びその許可書の写し

（イ）平成○年○月○日以前に、積替えを伴わない保管行為を行った収集運搬業者に対する全ての（注　傍点は異議申立人による）

これに対して、実施機関は、（ア）に係る行政文書は不存在であるものの、（イ）に係る行政文書として、異議申立人に係る文書の本件対象文書１から８までの８点の文書（以下「本件各文書」という。）並びに、業者Ａに関する文書が存在することを特定し、異議申立人の反対にもかかわらず、これら８文書の部分公開決定がなされた。

　　　イ（ア）しかしながら、以下に述べるとおり、少なくとも本件対象文書１ないし７は、本件請求者が公開請求している「行政指導の内容」にはあたらない。

条例によって大阪府民に行政文書及び法人文書の公開の権利を付与しているのは、「府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与すること」にある。

したがって、情報を公開するにあたっても、この目的と、公開されることによって不利益を受ける者との調和を図る形で行われるべきである。そして公開された情報が濫用されることがないように、公開する情報については、請求内容との関係で慎重に検討する必要がある。

（イ）本件請求者が情報公開請求した趣旨は、ア（ア）及び（イ）によると、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の積替え・保管が許可されるのか、また、積替えを伴わない保管行為を行った場合にはどのような行政指導が行われるのかを知りたいということである。本件請求者は産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業に関係する者ないし、これから関与しようとしている者であると推察されるところ、ア（ア）（イ）の文書の公開を受けることによって、実施機関の指導方針が明らかにされるという点に、府政の公正な運営の確保と府民の利便性の増進との関係で意味を持つ。

すなわち、本件請求者が知りたがっているのは、行政府の指導内容そのものであり、それ以上ではない。情報公開は、請求者の「知る権利」が保障される一方で、公開文書に関わる者の公開を意図していない情報が外部へ漏洩するものであるから、公開対象は請求者が請求した文書自体に限定するべきである。それは本件では、行政府が行った「」が記載されている文書である。公開されるべきは、「指導」を行った行政府が主体となって出した文書である。そして、それはまさに本件対象文書８「立入検査復命書」である。よって、これのみを公開するべきである。（ただし、非公開にするべき部分があることについては後述する。）

（ウ）ａ　本件対象文書１は、平成○年○月○日の大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課（以下「産業廃棄物指導課」という。）からの異議申立人○支店への立入検査並びに翌○日の立入検査指導書による指導を受けて、異議申立人が作成して提出した改善計画書である。これには、収集運搬行為の経過・現状について、改善計画、そして実施機関より産業廃棄物ではないかと疑義を呈された「○」について産業廃棄物ではなく有価物である旨の説明がなされている。

したがって、本件対象文書１の内容は、明らかに「行政指導の内容」ではない。あえて「行政指導の内容」に当たるとすれば、本件対象文書１の「１．貴庁からの指導事項」のみであるが、実施機関の立入検査者自身が作成した、より直接的な指導内容が記載された文書（本件対象文書８）が存在するのであるから、あえて本件対象文書１の「１．貴庁からの指導事項」のみを公開する必要がない。

このように、本件対象文書１は本件請求対象の行政文書には当たらないので、公開するべきでない。

ｂ　本件対象文書２は、１週間の産業廃棄物の回収スケジュールについて、異議申立人の従業員が各々作成した予定表である。異議申立人は従前より営業管理を目的に当該スケジュール表を使用し、営業目標（ノルマ）の管理、廃棄物と有価物を効率よく回収する訪問スケジュールの作成、成果の確認等を行っていた。産業廃棄物指導課から異議申立人がこのような予定表を作ることを指導されたわけではなく、既に使用していたスケジュール表に、今後は回収先だけではなく、廃棄物を処分場へ搬入するスケジュールも記入することとし、職場長がこれを確認し、異議申立人のコンプライアンスならびに法令順守を徹底する運用に改訂したものである。

このように、本件対象文書２の内容は、明らかに「行政指導の内容」ではなく、本件請求対象の行政文書には当たらないので、公開するべきではない。

ｃ　本件対象文書３は、産業廃棄物指導課より受けた指導内容を社内で周知徹底するために異議申立人○支店で行ったミーティングの議事録であり、異議申立人従業員が作成した議事録である。今後の法令を遵守した運営のために、異議申立人の社内判断で自主的に会議を行い、その内容をまとめた文書である。

このように、本件対象文書３の内容は、明らかに「行政指導の内容」ではなく、本件請求対象の行政文書には当たらないので、公開するべきではない。

ｄ　本件対象文書４は、産業廃棄物指導課の立入検査の際に、○の保管に廃棄物用の容器を用いていたために、産業廃棄物指導課より産業廃棄物ではないかとの疑義を呈されたため、○が有価物として取引されていることについて直近データを示して説明した文書である。

そもそも、○は産業廃棄物ではない。行政指導は、「当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならない」（行政手続法第３２条）のであるから、産業廃棄物指導課には○についての行政指導をする権限はなく、現に異議申立人はこれについて何ら指導を受けていない。よって、本件対象文書４は「行政指導の内容」ではなく、行政指導とは無関係であることは明らかであり、本件請求対象の行政文書には当たらないので、公開するべきでない。

ｅ　本件対象文書５は、本件対象文書４に添付して、○が有価物として取引されている実態を証すために異議申立人が任意で提出した書面である。

本件対象文書４と同様、そもそも、○は産業廃棄物ではなく、異議申立人は行政庁より行政指導を受けていないのであるから、本件対象文書５が「行政指導の内容」とは無関係であることは明らかであり、本件請求対象の行政文書には当たらないので、公開するべきでない。

ｆ　本件対象文書６は、本件対象文書４に添付して、○が有価物として取引されている実態を証すために異議申立人が任意で提出した書面である。

本件対象文書４と同様、そもそも、○は産業廃棄物ではなく、異議申立人は行政庁より行政指導を受けていないのであるから、本件対象文書６が「行政指導の内容」とは無関係であることは明らかであり、本件請求対象の行政文書には当たらないので、公開するべきでない。

ｇ　本件対象文書７は、産業廃棄物の回収先ごとの管理状況（回収品目、回収数量、運搬担当者名、処分担当者名、運搬先の事業者（処分事業場）等）を記載した書面である。産業廃棄物指導課から作成を指導されたのではなく、法令遵守状況の確認のために異議申立人が任意に作成し、任意に参考資料として産業廃棄物指導課へ提出したものである。

このように、本件対象文書７の内容は、明らかに「行政指導の内容」ではなく、本件請求対象の行政文書には当たらないので、公開するべきではない。

（エ）以上のとおり、本件対象文書１ないし７は、いずれも本件請求対象の行政文書には当たらないのであるから、行政庁の独自の判断で公開することは許されない。

仮に本件対象文書１ないし７の一部に多少なりとも行政指導の内容と関連する部分があったとしても、請求対象文書そのものとして、立入検査復命書（本件対象文書８）が存在するのであり、これを公開すれば本件請求者の知る権利は充足できるのであるから、それ以上に、請求対象文書そのものとは到底言い得ない文書を公開するべきではない。特に、本件請求者は、同業他社でありかつ異議申立人と競合関係にあることが推測される。同業他社による公開請求である場合、公開された情報の濫用のおそれは通常以上に高いのであるから、公開する文書を請求対象文書そのものに限ることで、情報の濫用を防止する責務が行政庁にはあるのである。

（２）本件文書の公開部分は条例第８条第１項第１号ないし第９条第１号に該当する。

ア　仮に、本件各文書が本件請求対象文書に当たるとしても、以下に述べるとおり、本件文書の公開部分は条例第８条第１項第１号に該当し公開しないことができる文書、ないし第９条第１号に該当し公開できない文書である。

イ　本件対象文書１について

（ア）本件対象文書１について、平成２７年１２月８日付本件決定に係る通知書（以下「本件決定通知書」という。）において「非公開とする部分」とされたのは、「印影」のみであった。

しかし、これのみでは、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を保護するには不十分である。

（イ）異議申立人の会社名は、公開するべきではない。これが公になることによって、異議申立人が行政指導を受けたことが知られ、異議申立人会社の信用に影響する。行政指導は、許可の取消処分や業務停止処分等とは問題の重大性が異なるにもかかわらず、これが公表されることによって取引先は異議申立人の経営に対して不安を抱き、取引が停止することにもつながりかねない。

このように、異議申立人の会社名を公開することは、異議申立人会社の信用を失墜させ、異議申立人の経営にも多大な影響を与えるものであり、異議申立人の正当な利益を害する。したがって、異議申立人の会社名が特定できる情報（会社名、会社の○支店の住所）は、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

（ウ）「２．収集運搬行為の経過、現状について」に記載している箇所は、公開するべきでない。当該箇所には、異議申立人の収集運搬方法が記載されており、これは異議申立人の営業方法にかかわるものである。これが公開されることによって、同様の取引を行うものが出てきて、競争上の地位を奪われかねない。また、今後の方針も記載されていることから、当該情報が現在の取引先に知られれば、異議申立人の信用にも影響を及ぼし、取引が停止することにもつながりかねない。

このように、「２．収集運搬行為の経過、現状について」に記載してある事項を公開することは、異議申立人会社の競争上の地位や会社の信用を失墜させ、異議申立人の経営にも多大な影響を与えるものであり、異議申立人の正当な利益を害する。

したがって、「２．収集運搬行為の経過、現状について」は、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

（エ）「３．改善計画」に記載している箇所は、公開するべきでない。当該箇所は（１）には、異議申立人の営業方法及び内部管理に属する事項が記載されている。これが公開されることによって、異議申立人の営業の秘密や内部情報が外部に漏洩することとなる。

したがって、異議申立人の正当な利益を害することから、「３．改善計画」は、条例第８条第１項第1号に該当し、非公開にするべきである。

（オ）「４．○の保管について」は、そもそも「○」は産業廃棄物ではないことから、行政指導の内容とは無関係である。したがって、条例該当性を検討するまでもなく、公開するべきではない。

（カ）本件文書（１）の末尾の１文は、今後の方針も記載されており、当該情報が現在の取引先に知られれば、異議申立人の信用にも影響を及ぼし、取引が停止することにもつながりかねない。すなわち、当該１文を公開することは、会社の信用を失墜させ、異議申立人の経営にも多大な影響を与えるものである。

したがって、異議申立人の正当な利益を害することから、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

（キ）本件対象文書１以外の文書については、個人の氏名については非公開となっているが、本件対象文書１については、個人の氏名が非公開となっていない。本件対象文書１には、常務取締役の氏名が記載されているところ、常務取締役の氏名は、個人識別情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。

したがって、常務取締役の氏名は、条例第９条第１号に該当し、公開してはならない。

ウ　本件対象文書２について

（ア）本件対象文書２について、本件決定通知書において「非公開とする部分」とされたのは、「個人の氏名、印影、会社の取引状況」だけであった。「会社の取引状況」というのが何を指すのかが不明瞭で、どこが非公開になるのかが判然としない。現在異議申立人が大阪地方裁判所において行っている公文書公開決定取消請求訴訟における大阪府の答弁書（以下、「大阪府答弁書」という。）において、非公開決定部分として、「従業員の氏名、印影、収集運搬取引先名、訪問件数、獲得件数、回収重量、仮払金」との記載がなされているが、「会社の取引状況」とは「従業員の氏名、印影、収集運搬取引先名、訪問件数、獲得件数、回収重量、仮払金」を指すと考えてよいか。

仮に、「従業員の氏名、印影、収集運搬取引先名、訪問件数、獲得件数、回収重量、仮払金」が非公開になったとしても、以下に述べるとおり、これのみでは、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を保護するには不十分である。

（イ）まず、本件対象文書２の左上（「○月○日」の横の欄）に書かれた数字は、異議申立人の営業担当従業員の回収目標量である。当該数字が公開されて同業他社がこれを見れば、異議申立人の事業規模や営業状況がわかってしまう。これは異議申立人の営業上の秘密であり、異議申立人の競争上の地位に大きな影響を及ぼすことになるとともに、営業の秘密の保護という異議申立人の正当な利益を害する。

したがって、異議申立人の営業担当従業員の回収目標量は、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

（ウ）本件対象文書２の●印及び☆印は、産業廃棄物、メタルを回収した事実を示すものである。これが公開されると、当該営業エリアにおける取引先の件数の推測が可能である。この情報が同業他社に知られれば、異議申立人がどこの地域に取引先を多く持っていて、どこの地域が未開拓か等の情報が漏れてしまい、顧客を奪われる等異議申立人の競争上の地位に大きな影響を及ぼすとともに、営業秘密の保護という異議申立人の正当な利益を害することになる。

したがって、●印及び☆印は、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

エ　本件対象文書３について

（ア）本件対象文書３について、本件決定通知文において「非公開とする部分」とされたのは、「個人の氏名、印影」である。しかし、これのみでは、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を保護するには不十分である。

（イ）本件対象文書３に記載されている内容は、異議申立人社内で行われたミーティングであり、ミーティングの内容には、異議申立人の組織体制や内部統制にかかわる事柄も含まれており、このような事柄は当然外部に公開するべきではない秘密情報にあたる。

それにもかかわらず、本件対象文書３が公開されるとすれば、社内のこういった管理体制が外部に漏れることになり、社内秘密の保護という異議申立人の正当な利益を害することになる。

したがって、条例第８条第１項第1号に該当し、本件対象文書３自体公開するべきではない。仮に部分的に公開するとしても、指導を受けてミーティングを行ったという事実に限るべきであり、公開箇所は【会議目的】のみに限定し、他は非公開とするべきである。

オ　本件対象文書４について

（ア）本件対象文書４は、「○」に関する記載であるところ、そもそも「○」は、産業廃棄物ではないことから、行政指導の内容とは無関係であって、条例該当性を検討するまでもなく、本件対象文書４全体を公開するべきではないことは（１）においても述べたとおりである。

（イ）そのうえ、以下に述べるとおり条例第８条第１項第１号にも該当する。

本件対象文書４について、本件決定通知書において「非公開とする部分」とされたのは、会社の取引価格のみであった。大阪府答弁書では、「回収数量、貴金属の買取金額」が非公開決定部分とされているが、「回収重量」も非公開となるということで良いのか。

仮に、答弁書記述のとおり「回収数量、貴金属の買取金額」について非公開になったとしても、以下に述べるとおり、これのみでは、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を保護するには不十分である。

（ウ）本件対象文書４の頭書以下３行には、異議申立人の買取方針という営業上の秘密が記載されている。

これが公開されると、異議申立人の営業上の秘密の保護という異議申立人の正当な利益を害することになる。

したがって、条例第８条第１項第１号に該当し、当該３行は、非公開にするべきである。

カ　本件対象文書５について

（ア）本件対象文書５は、○が有価物として取引されている実態を証すために本件対象文書４に添付して提出した書面であるところ、本件対象文書４と同様、そもそも、○は産業廃棄物ではないのであるから、行政指導の内容とは無関係であって、条例該当性を検討するまでもなく、本件対象文書５全体を公開するべきではないことは（１）においても述べたとおりである。

（イ）そのうえ、以下に述べるとおり条例第８条第１項第１号にも該当する。

本件対象文書５について、本件決定通知書において「非公開とする部分」とされたのは、「個人の氏名、印影、会社の取引価格」である。しかし、これのみでは、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を保護するには不十分である。（なお、大阪府答弁書においては「回収金額など」とされており、「など」が何を指しているのかについては、裁判所より大阪府に対して釈明を求められているところである。）

（ウ）本件対象文書５の各依頼書には、預り重量、確認重量、対象物における異物の付着を除いた比率（Ａｕ、Ｐｔ、Ｐｂ、Ａｇの横に書いてある数字）等の数値が記載されている。当該数字が公開されて同業他社がこれを見れば、異議申立人の事業規模や営業状況がわかってしまう。また精製前処理時における異物の検査・除去のプロセスは異議申立人の独自の営業ノウハウである。これらは異議申立人の営業上の秘密であり、異議申立人の競争上の地位に大きな影響を及ぼすことになるとともに、営業の秘密の保護という異議申立人の正当な利益を害する。

したがって、預り重量、確認重量、簡易鑑定した結果（Ａｕ、Ｐｔ、Ｐｂ、Ａｇの横に書いてある数字）等の数値は、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開とするべきである。

（エ）本件対象文書５には、「お支払い条件」、備考欄には値引き情報の記載がある。これは、取引先毎に異なるところ、重要な営業上の秘密である。これが公開されて取引先に知られるところとなれば、公開された条件よりも悪い条件で取引をしていた取引先から取引条件の変更を求められる等、異議申立人の営業に重大な影響を及ぼすこととなる。

このように、営業の秘密の保護という異議申立人の正当な利益を害することになるので、「お支払い条件」及び、備考欄に記載の文言は、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

（オ）本件対象文書５の備考欄には他にも「上がり予定日　月　上・中・下旬」の記載がある。これと本件対象文書５の発行日（右上に記載されている）を照合することにより、本件取引の異議申立人が依頼者と取り交わした納期がわかることになる。精錬の納期は、異議申立人にとって営業上の秘密に該当する。競合する同業他社がこれを知ることにより、その条件より早い納期を異議申立人の取引先に申し入れ取引をせまるおそれがあり、異議申立人の営業に重大な影響を及ぼすこととなる。

したがって、営業の秘密の保護という異議申立人の正当な利益を害するので、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

（カ）本件対象文書５の各依頼書の右下には、「ＮＯ　●●●●●●」という記載がある。これは、伝票番号である。

伝票番号を元に取引先の管理がなされており、原本は取引先が、控えは異議申立人が所有している。これが公開されて取引先が知るところとなれば、自らの取引についての情報が外部に漏れたことが伝票番号によって特定され、会社の信用を失墜させ、異議申立人の経営にも多大な影響を与えるものである。

したがって、異議申立人の正当な利益を害することから、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

キ　本件対象文書６について

（ア）本件対象文書６は、○が有価物として取引されている実態を証すために本件対象文書４に添付して提出した書面であるところ、本件対象文書４と同様、そもそも、○は産業廃棄物ではないのであるから、行政指導の内容とは無関係であって、条例該当性を検討するまでもなく、本件対象文書６全体を公開するべきではないことは（１）においても述べたとおりである。

（イ）そのうえ、以下に述べるとおり条例第８条第１項第１号にも該当する。

本件対象文書６について、本件決定通知書において「非公開とする部分」とされたのは、「個人の氏名、印影、代表者の印影、会社の取引価格」である。大阪府答弁書では、具体的に「支払金額、買取単価、買取評価額、精製単価、精製金額等」とされているが、これら全てが「会社の取引価格」であって非公開ということで良いか。

仮に、「個人の氏名、印影、代表者の印影、会社の取引価格」が非公開になったとしても、以下に述べるとおり、これのみでは、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を保護するには不十分である。

（ウ）まず、異議申立人の会社名は、公開するべきではない。これが公になることによって、異議申立人が行政指導を受けたことが知られ、異議申立人会社の信用に影響する。行政指導は、許可の取消処分や業務停止処分等とは問題の重大性が異なるにもかかわらず、これが公表されることによって取引先は異議申立人に対して不安を抱き、取引が停止することにもつながりかねない。

このように、異議申立人の会社名を公開することは、異議申立人会社の信用を失墜させ、異議申立人の経営にも多大な影響を与えるものであり、異議申立人の正当な利益を害する。したがって、異議申立人の会社名が特定できる情報（会社名、代表取締役の名前、会社の住所）は、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

（エ）本件対象文書６の右上の日付の下の２行の番号は、取引先の管理番号である。この番号を元に取引先の管理がなされており、報告書の原本は取引先が、控えは異議申立人が所有している。これが公開されて取引先が知るところとなれば、自らの取引についての情報が外部に漏れたことが伝票番号によって特定され、会社の信用を失墜させ、異議申立人の経営にも多大な影響を与えるものである。

したがって、異議申立人の正当な利益を害することから、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

（オ）本件対象文書６の「元目重量」「回収重量」も非公開にするべきである。

当該数字が公開されて同業他社がこれを見れば、異議申立人の事業規模や営業状況がわかってしまう。これは異議申立人の営業上の秘密であり、異議申立人の競争上の地位に大きな影響を及ぼすことになるとともに、営業の秘密の保護という異議申立人の正当な利益を害する。

　　　　したがって、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

（カ）本件対象文書６の品名欄に書いてある文字も非公開にするべきである。これは取引条件に関するものであり、営業上の秘密である。

したがって、異議申立人の正当な利益を害することから、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

ク　本件対象文書７について

（ア）本件対象文書７について、本件決定通知書において「非公開とする部分」とされたのは、「個人の氏名、印影、会社の取引状況」である。一方で、大阪府答弁書においては、非公開決定部分は、「個人の氏名、印影、排出者名及びその住所・電話番号」であり、記載が異なる。そもそも「会社の取引状況」とは具体的に何をさすのか不明確であり、釈明を求める。そして、大阪府答弁書記載のとおり、「排出者名及びその住所・電話番号」については非公開となるということで良いのか。

仮に大阪府答弁書に記載されているとおり「個人の氏名、印影、排出者名及びその住所・電話番号」が非公開になるとしても、これのみでは、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を保護するには不十分である。

（イ）本件対象文書７は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）伝票であるが、一般的に用いられている公益社団法人全国産業廃棄物連合会が発行する産業廃棄物管理票（マニフェスト）伝票ではなく、異議申立人並びにそのグループ会社が発行した帳票である。仮に行政庁が示す非公開部分並びに後記（ウ）ないし（カ）が非公開となったとしても、全国産業廃棄物連合会とは異なる独自のフォーマットである以上、異議申立人の特定は容易なものである。

すなわち、本件対象文書７が公開されることによって、異議申立人が行政指導を受けたことが知られ、異議申立人会社の信用に影響する。行政指導は、許可の取消処分や業務停止処分等とは重大性が異なるにもかかわらず、これが公表されることによって取引先は異議申立人に対して不安を抱き、取引が停止することにもつながりかねない。

したがって、異議申立人の正当な利益を害することから、条例第８条第１項第１号に該当し、本件対象文書７は部分的な公開に留まらず、全部非公開とするべきである。

（ウ）仮に、全部非公開にすることができないとしても、異議申立人の会社名は、公開するべきではない。これが公になることによって、異議申立人が行政指導を受けたことが知られ、異議申立人会社の信用に影響する。行政指導は、許可の取消処分や業務停止処分等とは重大性が異なるにもかかわらず、これが公表されることによって取引先は異議申立人に対して不安を抱き、取引が停止することにもつながりかねない。

このように、異議申立人の会社名を公開することは、異議申立人会社の信用を失墜させ、異議申立人の経営にも多大な影響を与えるものであり、異議申立人の正当な利益を害する。したがって、異議申立人の会社名が特定できる情報（会社名、代表取締役の名前、会社の住所）は、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

（エ）本件対象文書７の年月日（表の左上の年月日と運搬終了年月日）、交付番号は非　　　公開にするべきである。

管理票に記載されている年月日や交付番号によって、取引内容の特定が可能であるところ、これらが公開されて取引先が知るところとなれば、自らの取引についての情報が外部に漏れたことが交付番号等によって特定され、会社の信用を失墜させ、異議申立人の経営にも多大な影響を与えるものである。

したがって、異議申立人の正当な利益を害することから、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

（オ）本件対象文書７の「運搬受託者」「処分受託者」「運搬先の事業場（処分事業場）」（全ての名称、住所、電話番号を含む）「運搬受託者名称」「処分受託者名称」も非公開にするべきである。

これらが公開されることによって、処分受託者に迷惑がかかるおそれがあり、今後処分を請け負ってもらえなくなる危険が生じる。このことは、異議申立人の今後の事業において多大な不利益を与えるものである。

したがって、異議申立人の今後の事業継続という正当な利益を害することから、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

（カ）本件対象文書７の「数量（及び単位）」「備考・通信欄」は、非公開にするべきである。「備考・通信欄」は、「数量（及び単位）」の内訳が記載されている。これらの数字が公開されて同業他社がこれを見れば、異議申立人の事業規模や営業状況がわかってしまう。

これは異議申立人の営業上の秘密であり、異議申立人の競争上の地位に大きな影響を及ぼすことになるとともに、営業の秘密の保護という異議申立人の正当な利益を害する。

　　　 したがって、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

ケ　本件対象文書８について

（ア）本件対象文書８について、本件決定通知書において「非公開とする部分」とされたのは、「個人の氏名」である。

しかし、これのみでは、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を保護するには不十分である。

（イ）事業所名、所在地は、公開するべきではない。これが公になることによって、異議申立人が行政指導を受けたことが知られ、異議申立人会社の信用に影響する。行政指導は、許可の取消処分や業務停止処分等とは問題の重大性が異なるにもかかわらず、これが公表されることによって取引先は異議申立人に対して不安を抱き、取引が停止することにもつながりかねない。

このように、事業所名を公開することは、異議申立人会社の信用を失墜させ、異議申立人の経営にも多大な影響を与えるものであり、異議申立人の正当な利益を害する。したがって、異議申立人の会社名が特定できる情報（事業所名、所在地）は、条例第８条第１項第１号に該当し、非公開にするべきである。

　（３）結論

以上のとおり、本件決定には、実際に公開請求されている情報以外の情報を公開しようとしているという点で、非常に問題がある。また、個々の文書内の非公開部分の判断においても、公開されることによって異議申立人の被る不利益について具体的な検討が全くなされていない。

情報公開制度は、国民（府民）の知る権利を保障する一方で、情報を公開される者が本来公開を意図していない情報が外部に漏れるという不利益を被るものである。情報公開請求を濫用すれば企業の営業の秘密を含む内部情報を手に入れることができ、企業の経営の危機にもつながりかねない。たとえば、同業他社や新規参入予定の者が異議申立人の営業の実態を知るために情報公開請求をし、異議申立人の取引や営業の手法をまねたり、異議申立人よりも低廉な価格等の条件を提示して、既存取引先や潜在的取引先を奪うことさえ可能なのである。

このような情報公開制度に内在する危険性についても十分に考慮したうえで、同制度が濫用されることがないような情報公開がなされることを強く求める。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　　実施機関の主張は概ね次のとおりである。

１　弁明書における主張

　（１）弁明の趣旨

　　　「実施機関の決定は妥当である。」との答申を求める。

（２）弁明の理由

　　　　本件異議申立ては、以下に述べるとおり、条例第８条第１項第１号及び同項第２号に該当しないことから、理由がないので、速やかに棄却されるべきである。

　　　ア　本件公開情報は、条例第８条第１項第１号（法人等情報）の要件に該当しないこと

条例第８条第１項は、同項各号のいずれかに該当する情報が記載されている行政文書については公開しないことができると定めているところ、同項第１号では、「法人・・・その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報・・・であって、公にすることにより、当該法人等・・・の競争上の地位その他正当な利益を害すると求められるもの」を「公開しないことができる行政文書」としている。

本号の趣旨は、事業を営む者（以下「事業者」という。）の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるとするものである。

かかる趣旨から、本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開させることにより、公正な競争の原理を侵害する結果になると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、公開することにより、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいう。

異議申立人は、本件公開情報が「営業上の秘密」であり、これが公にされれば、市場における優位性を失い、重大な損害を被る旨主張している。

本件についてみると、本件公開情報には、公にすることにより異議申立人の「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報」（条例第８条第１項第１号）は含まれていない。

すなわち、まず、異議申立人が殊に「営業上の秘密」にあたるとしている「貴金属精錬に関する工賃、分析料、値引き等の条件」については、条例第８条第１項第１号の非公開事由に該当するとして、実施機関は本件非公開情報としている。

この他にも、「公開されることにより、公正な競争の原理を侵害する結果になると認められるもの」に該当するものについては、全て非公開とされている。具体的には、本件行政文書のうち、本件対象文書２に記載の取引先は非公開とされているし、本件対象文書６についても単価、金額は非公開とされており、本件対象文書７についても排出者は非公開とされている。

イ　本件公開情報は、条例第８条第１項第２号（公にしないことを条件に任意に提供された情報）の要件に該当しないこと

（ア）条例第８条第１項は、同項各号のいずれかに該当する情報が記載されている行政文書については公開しないことができると定めているところ、同項第２号では、「実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、内容等に照らして正当であり、かつ、当該個人又は法人等の承諾なく公にすることにより、当該個人又は法人等の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの」を「公開しないことができる行政文書」としている。

任意の情報提供者との信頼関係、協力関係を確保し、行政の公正かつ適切な運営を確保するため、実施機関が要請して、第三者（個人又は法人等）から公にしないことを条件に提供を受けた情報については、当該条件を付すことに正当性があるなど一定の要件を満たす場合に限り、公開しないことができることとしたのが、本号の趣旨である。

もっとも、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書は、公開請求の対象となることから、公にしないという条件は厳格かつ固定的に判断されるべきであり、公にしないことの条件は、明示のもの（契約書、要綱、調査票等書面中に他の目的に使用しない、秘密を厳守する、公開しない等の記載のあるもの）に限るとしている。情報提供者が単に形式的に又は一方的に「公開しない」との条件を付していると主張するだけでは本号には該当しない。

（イ）異議申立人は、本件行政文書のうち本件対象文書２ないし８は、実施機関からの行政指導を受けて任意に提出したものであり、情報公開の可能性を示唆されていれば提出をしなかった旨主張する。

確かに、実施機関は、異議申立人に対して、情報公開の可能性を示唆していない。これは、そのようなことを行う条例上の義務を実施機関が課されていないからにすぎず、情報公開の可能性を示唆しないことについて、何らの条例違反はない。

また、異議申立人は、公開をしないことを当然の前提、すなわち条件として任意に提出した旨主張するが、実施機関の保有する情報は、条例に基づき原則として公開されることは公布等により広く周知されており、このことをたまたま異議申立人が不知であったからといって、その提出行為が公開をしないことを当然の前提、すなわち条件とするものとなるものではない。現に、異議申立人は、本件行政文書を任意に提出した際、公にしないことを条件としていない。

したがって、本件公開情報は、条例第８条第１項第２号には該当しない。

（３）適法に入手した行政文書を提出者の求めにより返還しなければならないとする規定は存在しないこと

ア　本件公開情報は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第１９条の規定に基づき立入検査を実施し、入手したものである。適法に入手した行政文書を請求者の求めにより返還しなければならないとする規定は条例上存在せず、その他法令においても同様の規定は見当たらない。

イ　異議申立人は指導を受け改善を行ってから任意に提出した文書は所定の目的に達しているとして行政文書の返還を求める旨主張する。

また、異議申立人は本件行政文書のうち本件対象文書４ないし６について産業廃棄物に該当しない有価物（○）の取引の状況を証する書面であり、産業廃棄物指導課の指導を受ける対象ではない旨主張する。

本件行政文書のうち本件対象文書１ないし７は、廃棄物であるか有価物であるかを確認するために異議申立人に説明を求めたところ、適正処理の証として産業廃棄物に該当しないことを証するために申立人が提供したのであり、これらは提供された時点で、条例第２条第１項に定めるとおり「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」に該当する。

以上のとおり、異議申立人の主張は失当であり、適法に入手した行政文書を提供者の求めにより返還しなければならない理由はない。

２　実施機関説明における主張

（１）制度の概要等

ア　制度の概要

廃棄物処理法では、産業廃棄物の収集運搬は許可を受けたものが、その許可の範囲で行わなければならないこととされている。実施機関が異議申立人に対して行った産業廃棄物収集運搬業許可は、廃棄物を収集後、積替え保管をせずに直接処分場へ搬入するものである。このため、廃棄物を積んだ車両を日付を越えてとめおく行為を正当な理由なく繰り返し行うことは保管行為に当たることから、廃棄物処理法第１４条の２第１項により禁止されている無許可の事業範囲の変更であり、これに違反した場合は、廃棄物処理法第２５条第１項第３号に規定する罰則の対象となる。

特に異議申立人の許可品目である感染性産業廃棄物は、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物であることから、処理の経路が複雑にならないようにする必要があり、収集後、直接焼却施設等へ運搬しなければならないこととされている。

イ　本行政指導の主旨及び目的

本行政指導は、実施機関の職員が平成○年○月○日に、廃棄物処理法に基づき、異議申立人○支店への立入検査を行った際に確認された違法行為（日付を越えて車両のとめおくこと）に関して、その時期や対象物を確認すること、今後の改善策が十分かどうか等を判断することを目的として行ったものである。当該違法行為について、許可の取消処分や業務停止処分等を含む行政処分を決定する上で行われたものであり、許可の取消処分等と重大性が異なるとの異議申立人の主張は失当である。

（２）弁明の理由その１　本件公開情報は、条例第８条第１項第１号（法人等情報）の要件に該当しないこと

対象の各文書が、条例第８条第１項第１号（法人等情報）の要件に該当しないと判断する理由は下記のとおりである。

ア　本件対象文書１について

（ア）異議申立人の会社名について

異議申立人は、「異議申立人の会社名を公開することは、異議申立人会社の信用を　失墜させ、異議申立人の経営にも多大な影響を与える」旨主張する。

しかしながら、廃棄物を積んだ車両を日付を越えてとめおく行為を、正当な理由なく繰り返し行うことは、廃棄物処理法第１４条の２第１項により禁止されている違法行為であり、これに違反した場合は、廃棄物処理法第２５条第１項第３号に規定する罰則（５年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金）の対象となることからすると、異議申立人が情報の公開によって一定の影響を被ることはやむを得ないものである。

また、当該事業場において、速やかに改善に努め、その結果を公表したり、説明を十分に行うなどにより、信用の回復を図ることが可能であることからすると、当該事業場を経営する申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは言えない。

違法行為を行った事業場に関する情報公開についての上記のような考え方は、大阪府情報公開審査会答申（平成２０年４月２２日大公審答申第１５５号）においても示されているところである。

（イ）「２．収集運搬行為の経過、現状について」について

異議申立人は、「「２．収集運搬行為の経過、現状について」に記載してある事項を公開することは、異議申立人会社の競争上の地位や会社の信用を失墜させ、異議申立人の経営にも多大な影響を与えるものであり、異議申立人の正当な利益を害する」旨主張する。

しかしながら、「２．収集運搬行為の経過、現状について」に記載されている異議申立人の収集運搬方法は、排出事業所から回収した廃棄物を収集運搬車両により処分場へ搬入するという収集運搬業者にとって極めて一般的なものであり、異議申立人の営業方法に関する具体的な情報は記載されていない。また、○方針は、○その公開により異議申立人の正当な利益を害するとは認められない。

（ウ）「３．改善計画」について

異議申立人は、「これが公開されることによって、異議申立人の営業の秘密や内部　情報が外部に漏洩することとなる」旨主張する。

しかしながら、「３．改善計画」の記載は、法令順守のために実施されるべき内容であり、「異議申立人の営業の秘密や内部情報」に関する具体的な情報とは認められない。

（エ）「４．○の保管について」について

異議申立人は、「そもそも「○」は、産業廃棄物ではないことから、行政指導の内容とは無関係である」旨主張する。

この点については、（４）イ（オ）で述べる。

（オ）本件対象文書１の末尾の１文について

異議申立人は、「当該１文を公開することは、会社の信用を失墜させ、異議申立人　　の経営にも多大な影響を与えるものである」旨主張する。

この点については、（イ）で述べたとおりである。

イ　本件対象文書２について

（ア）本件対象文書２の左上（「○月○日」の横の欄）に書かれた数字について

異議申立人は、「これは異議申立人の営業上の秘密であり、異議申立人の競争上の　地位に大きな影響を及ぼすことになるとともに、営業の秘密の保護という異議申立人の正当な利益を害する」旨主張する。

しかしながら、当該数字が営業担当従業員の回収目標量であることは異議申立人にしか知り得ない情報であり、本記載が公開されることによって、異議申立人の事業規模や営業状況が明らかになるとは認められない。

（イ）本件対象文書２の●印及び☆印について

異議申立人は、「この情報が同業他社に知られれば、異議申立人がどこの地域に取　引先を多く持っていて、どこの地域が未開拓か等の情報が漏れてしまい、顧客を奪われる等異議申立人の競争上の地位に大きな影響を及ぼすと共に、営業秘密の保護という異議申立人の正当な利益を害することになる」旨主張する。

しかしながら、●印及び☆印の公開によって、産業廃棄物及びメタル回収した事実を確認することはできるが、産業廃棄物回収エリアについては非公開としていることから、「当該営業エリアにおける取引先の件数の推測」は不可能であり、異議申立人の正当な利益を害するとは認められない。

ウ　本件対象文書３について

異議申立人は、「本件対象文書３が公開されるとすれば、社内のこういった管理体制　が外部に漏れることになり、社内秘密の保護という異議申立人の正当な利益を害する」旨や「仮に部分的に公開するとしても、指導を受けてミーティングを行ったという事実に限るべき」旨主張する。

しかしながら、本件対象文書３に記載されている内容のうち、異議申立人の主張する「組織体制や内部統制にかかわる事柄」は、支店長が確認を行うとするなど極めて一般的な事項であり、「営業上のノウハウ」、「取引上、経営上の秘密」等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害するとは認められない。

エ　本件対象文書４について

（ア）「４．○の保管について」について

異議申立人は、「本件対象文書４は、「○」に関する記載であるところ、そもそも「○」は、産業廃棄物ではないことから、行政指導の内容とは無関係」である旨主張する。

この点については、（４）イ（オ）で述べる。

（イ）本件対象文書４の頭書以下３行について

異議申立人は、「これが公開されると、異議申立人の競争上の地位に大きな影響を　及ぼすことになるとともに、営業上の秘密の保護という異議申立人の正当な利益を害することになる」旨主張する。

しかしながら、異議申立人のホームページには、（略）と記載されている。本件対象文書４の頭書３行は、これと同内容であり、営業上の秘密とは認められない。

オ　本件対象文書５について

（ア）製造依頼書（控）について

異議申立人は、「そもそも、○は産業廃棄物ではないのであるから、行政指導の内容とは無関係」である旨主張する。

この点については、（４）イ（オ）で述べる。

（イ）「預かり重量の欄」、「確認重量の欄」、「Au、Pt、Pd、Agの欄」について

異議申立人は、「「預かり重量の欄」、「確認重量の欄」の数字が公開されて同業他社がこれを見れば、異議申立人の事業規模や営業状況がわかってしまう」旨や「「Au、Pt、Pd、Agの欄」に記載のある数字は、対象物における異物の付着を除いた比率であるところ、精製前処理時における異物の検査・除去でのプロセスは異議申立人の独自の営業ノウハウである」旨主張する。

しかしながら、異議申立人が提出した製造依頼書（控）（本件対象文書５）は計３枚であり、３件の契約の「預かり重量の欄」、「確認重量の欄」の数字を公開することにより、異議申立人の事業規模や営業状況が明らかになるとは認められない。

また、「Au、Pt、Pd、Agの欄」に記載のある数字が、対象物における異物の付着を除いた比率であることを一般的に読み解くことは困難である。

仮に、貴金属の比率と一般的に理解されたとしても、この数字が公開されることにより、精製前処理における異物の検査・除去でのプロセスが明らかになることはない。よって、「独自の営業ノウハウ」であるとは認められない。

（ウ）「お支払い希望条件」について

異議申立人は、「これが公開されて取引先に知られるところとなれば、公開された　条件よりも悪い条件で取引をしていた取引先から変更を求められる等、異議申立人の営業に重大な影響を及ぼすこととなる」旨主張する。

しかしながら、「お支払い希望条件」は、一般的な支払い方法について記載されたものであることから、「これが公開されて取引先に知られるところとなれば、公開された条件よりも悪い条件で取引をしていた取引先から変更を求められる等、異議申立人の営業に重大な影響を及ぼす」とは認められない。

（エ）備考欄に記載のある「上がり予定日　月　上・中・下旬」について

異議申立人は、「この日付と本件対象文書５の発行日（右上に記載されている）を　　照合することにより、本件取引の異議申立人が依頼者と取り交わした納期がわかる」旨主張する。

しかしながら、異議申立人は、ホームページで一般的な納期を○日間と公表しており、営業上の秘密とは認められない。

（オ）備考欄に記載のある「他の数字」について

異議申立人は、「当該数字が公開され、顧客が見るところとなれば、この数字が意味するところは一目瞭然であり、顧客との信頼関係に影響する他、値引きを迫られる等、異議申立人の営業に重大な影響を及ぼすことになる」旨主張する。

しかしながら、備考欄に記載のある数字も含め、本件行政文書に記載された「取引にかかる金額」は全て本件非公開情報としており、「当該数字が公開され、顧客が見るところとなれば、この数字が意味するところは一目瞭然であり、顧客との信頼関係に影響する他、値引きを迫られる等、異議申立人の営業に重大な影響を及ぼす」ことはない。

（カ）各依頼書右下の「NO　●●●●●●」という伝票番号について

異議申立人は、「これが公開されて取引先が知るところとなれば、自らの取引につ　いての情報が外部に漏れたことが伝票番号によって特定され、会社の信用を失墜させ、異議申立人の経営にも多大な影響を与える」旨主張する。

しかしながら、本文対象文書５については、「回収金額、値引き内容」を非公開としており、「取引についての情報が外部に漏れ」ることになるとは認められない。

カ　本件対象文書６について

（ア）精製報告書（控）について

異議申立人は、「そもそも、○は産業廃棄物ではないのであるから、行政指導の内容とは無関係」である旨主張する。

この点については、（４）イ（オ）で述べる。

（イ）異議申立人の会社名及び代表取締役名について

異議申立人は、「これが公になることによって、異議申立人が行政指導を受けたことが知られ、異議申立人会社の信用に影響する。行政指導は、許可の取消処分や業務停止処分等とは問題の重大性が異なるにもかかわらず、これが公表されることによって取引先は異議申立人に対して不安を抱き、取引が停止することにもつながりかねない」旨主張する。

この点については、ア（ア）で既に述べたとおりである。

（ウ）右上の日付の下の２行の番号について

異議申立人は、「これが公開されて取引先が知るところとなれば、自らの取引につ　いての情報が外部に漏れたことが伝票番号によって特定され、会社の信用を失墜させ、異議申立人の経営にも多大な影響与えるものである」旨主張する。

しかしながら、本文対象文書６については、「支払金額、買取単価、精製金額、支払額、１件処理費、その他支払額、差引支払額、支払い合計金額、精製費比率」を非公開としており、「取引についての情報が外部に漏れ」ることになるとは認められない。

（エ）「元目重量の欄」「回収重量の欄」について

異議申立人は、「当該数字が公開されて同業他社がこれを見れば、異議申立人の事　業規模や営業状況がわかってしまう」旨主張する。

しかしながら、異議申立人が提出した精製報告書（本件対象文書６）は３枚であり、３件の契約の「元目重量の欄」「回収重量の欄」の数字を公開することにより、異議申立人の事業規模や営業状況が明らかになるとは認められない。

（オ）「品目の欄」の文字について

異議申立人は、「これは取引条件に関するものであり、営業上の秘密である」旨主張する。

しかしながら、これらについては、これに対応する文字又は数字が記載されておらず、これらの文字が「取引条件に関するものであり、営業上の秘密」であるとは認められない。

（カ）「支払日の欄」について

異議申立人は、「これが公開されると、仕切日から支払日までの期間がわかってし　まう。そのことによって、他の取引先から同条件での支払期間を求められたり、競合する同業他社がこれを知ることにより、その条件より早い支払期間を異議申立人の取引先に申し入れ取引をせまるおそれがあり、異議申立人の営業に重大な影響を及ぼすこととなる」旨主張する。

しかしながら、公開される支払期間は一般的なものであり、これを公開することにより異議申立人の営業に重大な影響を及ぼすとは認められない。

（キ）「支払額注意書」の支払額を除いた部分について

異議申立人は、「これが公開されて取引先に知られるところとなれば、公開された　条件よりも悪い条件で取引をしていた取引先から変更を求められる等、異議申立人の営業に重大な影響を及ぼすこととなる」旨主張する。

しかしながら、「支払額注意書」は、千円単位の金額とする旨の記載であり、これを公開することにより異議申立人の営業に重大な影響を及ぼすとは認められない。

キ　本件対象文書７について

異議申立人は、「全国産業廃棄物連合会とは異なる独自のフォーマットである以上、　異議申立人の特定は容易なものである。すなわち、本件対象文書７が公開されることによって、異議申立人が行政指導を受けたことが知られ、異議申立人会社の信用に影響する。行政指導は、許可の取消処分や業務停止処分等とは重大性が異なるにもかかわらず、これが公表されることによって取引先は異議申立人に対して不安を抱き、取引が停止することにもつながりかねない」旨主張する。

この点については、ア（ア）で既に述べたとおりである。

（ア）異議申立人の会社名について

異議申立人は、「これが公になることによって、異議申立人が行政指導を受けたことが知られ、申立人会社の信用に影響する。行政指導は、許可の取消処分や業務停止処分等とは重大性が異なるにもかかわらず、これが公表されることによって取引先は異議申立人に対して不安を抱き、取引が停止することにもつながりかねない」旨主張する。

この点については、ア（ア）で既に述べたとおりである。

（イ）年月日（表の左上の年月日と運搬終了年月日）、交付番号について

異議申立人は、「これらが公開されて取引先が知るところとなれば、自らの取引に　ついての情報が外部に漏れたことが交付番号等によって特定され、会社の信用を失墜させ、異議申立人の経営にも多大な影響を与えるものである」旨主張する。

しかしながら、本件対象文書７については、「排出者名及びその住所・電話番号」を非公開としており「取引についての情報が外部に漏れ」ることになるとは認められない。

（ウ）「運搬受託者」「処分受託者」「運搬先の事業場（処分事業場）」（全て名称、住所、　　　　電話番号を含む）「運搬受託者名称」「処分受託者名称」について

異議申立人は、「これらが公開されることによって、処分受託者に迷惑がかかるおそれがあり、今後処分を請け負ってもらえなくなる危険が生じる。このことは、異議申立人の今後の事業において多大な不利益を与えるものである」旨主張する。

しかしながら、産業廃棄物の処理等に関わる排出事業者及び収集運搬業者（以下「産業廃棄物処理業者等」という。）に対して厳しい責任を課した廃棄物処理法の趣旨や当該業種を取り巻く社会状況等から総合的に判断すると、産業廃棄物処理業者等の運営の態様に関わる情報は、周辺住民等の健康を保護するために公開することが強く要請されているものである。産業廃棄物排出者の名称や所在地等の部分は、産業廃棄物処理業者等が取扱う産業廃棄物の具体的な内容を把握、確認する情報である点で、産業廃棄物の処理に密接に係る情報であり、これを開示することが周辺住民等の生命及び健康を保護するため要請されているものである。産業廃棄物処理業者等にとっても、周辺住民等の不安感を取り除き、産業廃棄物処理業者等についての理解を得るためにも必要である。

産業廃棄物の処理に関する情報公開についての上記のような考え方は、大阪府情報公開審査会答申（平成２２年６月７日大公審答申第１８８号）においても示されているところである。

また、異議申立人が提出した産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ｂ２票（本件対象文書７）は異議申立人の事業のごく一部であり、「数量（及び単位）」「備考・通信欄」の数字が公開されることにより、異議申立人の事業規模や営業状況が明らかになるとは認められない。

ク　本件対象文書８について

事業所名、所在地について、異議申立人は「これが公になることによって、異議申立人が行政指導を受けたことが知られ、異議申立人会社の信用に影響する。行政指導は、許可の取消処分や業務停止処分等とは問題の重大性が異なるにもかかわらず、これが公表されることによって取引先は異議申立人に対して不安を抱き、取引が停止することにもつながりかねない」旨主張する。

この点については、ア（ア）で既に述べたとおりである。

（３）弁明の理由その２　本件公開情報は、条例第９条第１号（個人識別情報）の要件に該当しないこと

異議申立人は、改善計画書（本件対象文書１）の常務取締役の氏名について「常務取締役の氏名は、個人識別情報であり、一般に他人に知られたくないと望むことが正当である」旨主張する。

しかしながら、本件対象文書１に記載されている常務取締役の氏名は、「改善計画書」の報告に関し、異議申立人を代表する者として記載されたものであり、条例第９条第１号の情報に該当しない。

なお、株式会社の役員氏名は、商業登記簿により一般に公開されている情報である。

（４）弁明の理由その３　公開することと決定した文書は本件請求の対象に該当することについて

ア　本件請求者が公開の請求をした行政文書について

本件請求者が公開の請求をした行政文書は、

（ア）産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の積替え保管を伴わない保管行為に対し、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の積替え・保管又は保管の許可をした事例の、全ての許可申請書及びその許可証の写し。

（イ）平成○年○月○日以前に、積替えを伴わない保管行為を行った収集運搬業者に対する、全ての行政指導の内容。

である。

イ　本件行政対象文書のうち１から７までが、「行政指導の内容」に該当することについて

（ア）条例及び大阪府行政手続条例に基づく文書の特定

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このため、条例では、府の保有する情報は公開を原則とすることとしつつ、例外として、条例第８条及び第９条に定める適用除外の規定を設けている。したがって、実施機関は、公開請求された情報が条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除き、その情報を公開しなければならない。

また、本件請求者が行った請求の趣旨や、本件請求者の属性を推測して判断するべきとの異議申立人の主張は認められず、むしろ、条例は、府民の知る権利を保障しており、そのような行為を慎むことを求めている。

すなわち、行政文書公開制度は、理由や目的を問わずに情報を公開する制度である。行政文書公開請求書に公開請求の目的や理由が記載されている必要はなく、「行政文書の名称等、公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」が記載されていればよい。実施機関は、同請求書に記載された内容に基づき、対象文書の特定を行うこととされている。（条例解釈運用基準（平成２８年４月）１４頁、情報公開事務の手引（平成２８年５月）８頁、同１１頁）

一般的には、行政指導の多くは、根拠となる規定を有しないで行われており、その行う場面、方法も特定されておらず、様々な場面において様々な形で実施されている。これに対して、大阪府行政手続条例第３０条第１項は、行政指導が「当該府の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと」及び「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであること」を明記している。

また、同条例第３３条第２項は、府の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、「当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項（第１号）」、「第１号の条項に違反する要件（第２号）」及び「当該権限の行使が第２号の要件に適合する理由（第３号）」を示さなければならないことを定めている。

条例は、その前文で「府が保有する情報は、本来は府民のものであり、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てるべきものであって、府は、その諸活動を府民に説明する責務が全うされるようにすることを求められている」としている。

このような条例前文の趣旨に鑑みると、本件請求に対して、知事は「行政指導が当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱していないこと」及び「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によって実現されていること」並びに「許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る根拠となる法令の条項」、「当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項に違反する要件」及び「当該権限の行使が、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項に違反する要件に適合する理由」を具体的に説明する責務を負っているものというべきである。

したがって、実施機関が、「行政指導の内容」に係る公開請求に対し、当該行政指導が廃棄物処理法及び大阪府行政手続条例に基づき、適法に行われていることを説明し得る行政文書を対象として特定したことに何ら問題はない。

（イ）本件対象文書１について

本件対象文書１は、実施機関の職員が平成○年○月○日に、廃棄物処理法に基づき異議申立人○支店への立入検査を行った際に確認した違法行為に関して、○月○日に呼出指導を行った際に異議申立人に提出を求めた書面である。

本件の行政指導の目的は、立入検査で現認した違法行為の時期や対象物（「○」が含まれるかどうか）を確認すること、今後の改善策が十分かどうか等を判断することであった。

本件対象文書１は、本件対象文書８に記載した具体的な指導に対する回答であり、「行政指導が府の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱していないこと」、「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によって実現されていること」を説明する行政文書である。また、実施機関にとっては、本違法行為について、許可の取消しや業務の停止等を含む行政処分を決定する上で必要不可欠なものである。

（ウ）本件対象文書２について

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を積んだ車両を日付を越えてとめおく行為は、交通事情等やむを得ない事情がある場合に限り認められるものであり、正当な理由なく繰り返し行うことは積替え保管に当たる。

産業廃棄物の収集・運搬を行う事業者は、収集後、直接焼却施設等へ運搬することが可能な「収集運搬計画」を策定することが求められているのである。

週間行動予定表（本件対象文書２）は「収集運搬計画」に基づき、「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を積んだ車両を日付を越えてとめおく行為」を指導後に行っていないことを証するものであり、「行政指導が府の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱していないこと」、「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によって実現されていること」を説明する行政文書である。また、実施機関にとっては、改善策が有効かどうかを判断する上で必要不可欠なものである。

（エ）本件対象文書３について

本件対象文書３は、立入検査復命書（本件対象文書８）に基づく指導事項を社内で周知徹底するために異議申立人○支店で行ったミーティングの議事録であり、「行政指導が府の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱していないこと」、「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によって実現されていること」を説明する行政文書である。また、今後の改善計画に係るものであることから、実施機関にとっては必要不可欠なものである。

（オ）本件対象文書４、５及び６について

○については、感染性廃棄物用と表示のある容器に入れて事業所敷地内に保管されていたことから、実施機関は、当該○が産業廃棄物であるかどうかを確認がする必要があった。

本件対象文書４、５及び６は、実施機関の職員による当該○が有価物であることを証する書面の提出の求め（立入検査復命書（本件対象文書８）にその旨の記載がある。）に対して異議申立人が提出した書面であり、「行政指導が府の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱していないこと」及び「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によって実現されていること」を説明する行政文書である。

すなわち、実施機関は、本件対象文書４、５及び６に基づき○が有価物であること、したがって、○については行政処分を行う権限はないものと判断したのであり、実施機関にとっては必要不可欠なものである。

（カ）本件対象文書７について

本件対象文書７は、異議申立人が、廃棄物を積んだ車両を日付を越えてとめおくという違反行為について実施機関の指導を受けた後、産業廃棄物を収集後、収集日中に処分業者に搬入するよう改善したことを証するため提出したものであり、「行政指導が府の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱していないこと」、「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によって実現されていること」を説明する行政文書である。

（キ）まとめ

行政文書公開制度の目的については、条例の前文で「府が保有する情報は、本来は府民のものであり、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てるべきもの」とされ、第１条で「府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図る」として明らかにされているとおり、必ずしも府民の府政への参加の推進にとどまるものではなく、府が保有する情報を公開することによって、府民の生活の保護及び利便の増進を図ることも含まれる。また、本件行政文書は、そのような事業者に対する監督行政が適切に行われているかどうかを府民が監視するために必要な文書ということもできる。

条例は、こうした意味での行政文書公開制度の目的を達成するため、実施機関において、職員が組織的に用いるものとして、管理している文書については、第２条第１項の規定により、実施機関の職員が職務上作成したものだけでなく、本件行政文書のように職務上取得したものも含めて全てを公開請求の対象としている。

「請求対象文書そのものとして、立入検査復命書が存在するのであり、これを公開すれば請求者の知る権利は充足できるのであるから、それ以上に、請求対象文書そのものとは到底言い得ない文書を公開するべきではない。」との主張は推測にすぎず、いずれも本件請求対象の行政文書には当たらないという主張は認められない。

以上のとおり、条例の趣旨等を勘案すると、実施機関が「行政指導が府の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱していないこと」及び「行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によって実現されていること」を説明する行政文書として本件対象文書１から７までを対象文書として特定したことに何ら問題はない。

（５）結論

異議申立人は、「情報公開制度は、国民（府民）の知る権利を保障する一方で、情報を公開される者が本来公開を意図していない情報が外部に漏れるという不利益を被るものである」旨主張する。

しかしながら、産業廃棄物処理業の事業の性格等を総合的に検証すると、本件係争部分に係る情報は、廃棄物処理法をはじめとする関係法令の定めにより規律が守られている事業に関する情報であり、事業を行うに当たっては、周辺住民に及ぼす影響から事業に関する情報を広く提供し、事業への理解を求めることが要請されることから、一般的な企業の取引先情報とは異なる。

すなわち、これらの情報を公開されることにより生じる不利益は、法に基づく制約の下で営業活動を行う産業廃棄物処理業者等としては、事業活動地域の特性や事情等にかかわらず、適正な処理を行うという責任を果たす上からも受け入れるべきものであり、本件情報は、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するものとはいえない。

**第六　審査会の判断理由**

１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

　このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

　このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記載されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記載された行政文書を公開しなければならない。

　２　本件対象文書について

　（１）本件対象文書の性格について

　　　　本件対象文書は、実施機関の職員が廃棄物処理法に基づき異議申立人○支店への立入検査を行った際に確認した違法行為に関して、実施機関の職員が行政指導を行ったことを復命した文書（本件対象文書８）、上記行政指導を受けて異議申立人が実施機関へ提出した改善計画書（本件対象文書１）及びその添付書類（本件対象文書２から７まで）である。

　（２）本件請求に係る対象行政文書について

異議申立人は、本件対象文書１から８までのうち、同１から７までは、本件請求者が公開請求している行政文書にはあたらない旨主張するので、以下検討する。なお、本件対象文書８については、公開請求の対象とすることに争いはない。

　　　　本件請求者が実施機関に対して行った公開請求のうち、実施機関が対象となる行政文書を本件対象文書１から８までと特定した請求内容は、「平成○年○月○日以前に、積替えを伴わない保管行為を行った収集運搬業者に対する、全ての行政指導の内容」である。

　　　　異議申立人は、本件請求者の対象となる行政文書について、公開されるべきは行政指導を行った実施機関が主体となって出した本件対象文書８であり、その他の行政文書はその対象に当たらない旨主張するが、請求内容が「全ての行政指導の内容」とされていることからすると、実施機関が、請求の対象となる行政指導について、廃棄物処理法及び大阪府行政手続条例に基づき適法に行われたことを説明し得る本件対象文書１から７までも対象文書に含まれるとしたことに、特段の不自然・不合理な点はない。よって、本件対象文書１から８までについて、本件請求に係る対象行政文書とする。

３　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、本件対象文書１から８までに記録された情報について、条例第８条第１項第１号又は第９条第１号に該当し、非公開とするべきと主張しているので、以下検討する。

（１）条例第８条第１項第１号について

事業を営む者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業を営む者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

同号は、

ア　法人（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体を除く。）その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外公開情報」という。）を除く。）

が記録された行政文書を公開しないことができる旨定めている。

本件対象文書１から８までに記載された情報は、アに該当することが明らかであることから、イの該当性について以下検討する。

（２）条例第８条第１項第１号該当性について

ア　本件対象文書１

　　　　　　本件対象文書１は、実施機関が異議申立人に対して行った立入検査及び行政指導を受けて、異議申立人から実施機関へ指導事項に対する改善計画等を報告したものである。

　　　　　　以下、本件対象文書１に記載される情報のうち、異議申立人が非公開とするべきと主張する情報について、（１）イの該当性について検討する。

　　　　（ア）異議申立人の法人名

異議申立人は、「異議申立人の法人名」について、公にすることにより、異議申立人会社の信用を失墜させ、経営に多大な影響を与えるものであり、異議申立人の正当な利益を害すると主張する。

　　　　　　一方、実施機関は、実施機関が異議申立人に対して行った産業廃棄物収集運搬業許可は、廃棄物を収集後、積替え保管をせずに直接処分場へ搬入するものであり、このため、廃棄物を積んだ車両を日付を越えてとめおく行為を正当な理由なく繰り返し行うことは、廃棄物処理法第１４条の２第１項により禁止されている違法行為であり、これに違反した場合は、同法第２５条第１項第３項に規定する罰則の対象となることからすると、情報の公開により一定の影響を被ることはやむを得ない旨主張する。

廃棄物収集運搬事業者には厳しい責任が課されていること、また、違法行為が周辺の住民や環境への大きな影響を与えるおそれがあることに鑑みると、本件対象文書１の提出が任意の行政指導を受けた対応によるものであったとしても、情報の公開により一定の影響を被ることはやむを得ないとした実施機関の主張について理解できるものである。

　　　　　　　また、実施機関が主張するように、異議申立人において、違法行為について、速やかに改善に努め、その結果を公表したり、説明を十分に行うなどにより、信用の回復を図ることが可能である。

　　　　　　　以上から、「異議申立人の法人名」を公にすることにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害されるとまでは言えず、（１）イの要件には該当しない。

　　　　（イ）その他

　　　　　　　異議申立人の事業所（支店）名及び所在地について、異議申立人は、公にすることにより、異議申立人会社が行政指導を受けたことが明らかとなり、会社の信用を失墜させ、経営に多大な影響を与えるものであり、異議申立人の正当な利益を害すると主張するが、（ア）において異議申立人の法人名について公開としており、事業所（支店）名及び所在地については異議申立人のホームページ等で公開されていることから、（１）イの要件には該当しない。

次に、法人としての経営方針に関わる部分については、公にすることにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが適当である。

また、本件対象文書１に記載されている情報のうち、別表１の本審議会が非公開とするべきと判断した部分について、公にすることにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

イ　本件対象文書２

　　　本件対象文書２は、異議申立人の従業員の回収目標値や１週間の産業廃棄物回収スケジュール等が記載されている。

　　　本件対象文書２に記載されている情報のうち、回収目標値とされる数値は、営業上の秘密であり、公にすることにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

　　　　　　表中のメタル回収、府内廃棄物回収及び県外廃棄物回収を示す記号については、公にすることにより、営業・取引状況が明らかになり、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

ウ　本件対象文書３

　　　本件対象文書３は、実施機関から受けた行政指導の事項を異議申立人社内で周知徹底するために異議申立人○支店で行ったミーティングの議事録であり、これには、立入検査の概要、今後の対応、改善対策等が記載されている。

　　　　　　本件対象文書３に記載されている情報のうち、別表１の本審議会が非公開とするべきと判断した部分について、公にすることにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

　　　　　　議題欄及び立入検査について記載された情報は、アにおいて立入検査の内容については公開としていることから、（１）イの要件には該当しない。

　　　　　　その他異議申立人が非公開とするべきと主張する部分については、いずれも一般的な内容であり、公にすることにより、どのような支障が生じるおそれがあるのかが明確でなく、非公開としてまで保護されるべき情報であるとする理由がないことから、（１）イの要件には該当しない。

エ　本件対象文書４

　　　本件対象文書４は、○が有価物として取引されている実態を証すために提出した文書であり、これには、異議申立人会社の事業内容のほか、○の回収量及び取引価格が記載されている。

　　　このうち、異議申立人が非公開とするべきと主張する部分について、事務局において確認したところ、同趣旨の内容が異議申立人のホームページに掲載されており、非公開としてまで保護されるべき情報であるとする理由がないことから、（１）イの要件には該当せず、非公開とする理由には当たらない。

オ　本件対象文書５

　　　本件対象文書５は、○が有価物として取引されている実態を証すために提出した文書であり、これには、○の回収量や取引価格等が記載されている。

　　　　　　本件対象文書５に記載されている情報のうち、「伝票番号」については、異議申立人が取引先との取引において用いる営業上の取引先情報であり、原本は取引先が、控えは異議申立人が所有しているが、これが公開され取引先が知るところとなれば、自らの取引についての情報が第三者に知られることになったことが伝票番号によって特定され、会社の信用を失墜させ、異議申立人の経営にも影響を与えるものである旨の主張には一定の合理性が認められることから、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

　　　　　　「預かり重量、確認重量及び品名明細欄に記載する数値」、「Ａｕ、Ｐｔ、Ｐｂの欄の数値」、お支払希望条件欄及び備考欄については、いずれも、営業上の取引情報であり、公にすることにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

　　　　　　「支店名」及び「電話番号」については、ア（ア）において法人名は公開するべきとしていること、また、各支店の電話番号は異議申立人のホームページで一般に公開されていることから、（１）イの要件には該当しない。

カ　本件対象文書６

　　本件対象文書６は、○が有価物として取引されている実態を証するために提出した文書であり、これには、○の回収量や取引価格等が記載されている。

　　　　　　本件対象文書６に記載されている情報のうち、「取引先の管理番号」、「元目重量」、「回収重量」、「支払注意書」、「取引条件」、「支払日」及び「仕切日」については、いずれも営業上の取引先情報であり、公にすることにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

　　　　　　「会社名」、「代表者の氏名」、「所在地」及び「電話番号」については、アにおいて法人名は公開するべきとしていること、また、代表者の氏名は登記事項証明書等により一般に公開されている情報であること、事業所の電話番号はホームページで一般に公開されていることから、（１）イの要件には該当しない。

キ　本件対象文書７

　　　本件対象文書７は、産業廃棄物を適正に処理していることを証するために提出した文書であり、産業廃棄物の回収先ごとの管理状況が記載されている。

　　　産業廃棄物管理票（マニフェスト）の情報は、産業廃棄物処理業の不適正処理を未然に防止するために構築された、産業廃棄物の処理内容を明らかにし、法令を遵守しているかどうかの確認をするための制度に係る情報である。

　　　「交付番号」については、産業廃棄物の排出事業者が交付したマニフェストを特定する情報であり、公開されることにより、実施機関が当初から非公開決定を行っている排出者名が特定されるおそれがあると認められることから、（１）イの要件に該当し、非公開とすることが妥当である。

　　　　　　その他異議申立人が非公開とするべきとする部分については、廃棄物処理法に基づく制約の下で営業活動を行う産業廃棄物処理業者等として、適正な処理を行うという責任を果たす上からも情報の公開は受け入れるべきであることから、公にすることにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害されるとまでは言えず、（１）イの要件には該当しない。

ク　本件対象文書８

　　　　　　本件対象文書８は、廃棄物を積んだ車両を日付を越えてとめおく行為を正当な理由なく繰り返し行うことは保管行為に当たり、廃棄物処理法第１４条の２第１項に違反するとして、実施機関が異議申立人に対して行った立入検査の事業所名（異議申立人の法人の名称）、検査項目、指導事項等が記載されている。

　　　　　　異議申立人は、本件対象文書が公開されることにより、異議申立人会社が行政指導を受けたことが知られ、異議申立人会社の信用に影響すると主張するが、アにおいて述べたとおり、情報の公開によって一定の影響を被ることはやむを得ないものであり、本件情報を公にすることにより、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するとまで言うことはできず、（１）イの要件には該当しない。

　（３）条例第８条第１項第２号について

本号は、任意の情報提供者との信頼関係、協力関係を確保し、行政の公正かつ適切な運営を確保するため、実施機関が要請して、第三者（個人又は法人等）から公にしないことを条件に提供を受けた情報については、当該条件を付することに正当性があるなどの一定の要件を満たす場合に限り、公開しないことができる旨定めている。

また、公にしないことの条件は、明示のもの（契約書、要綱、調査票等書面中に他の目的に使用しない、秘密を厳守する、公開しない等の記載のあるもの）に限ると解されている。

　（４）条例第８条第１項第２号該当性について

実施機関及び異議申立人によると、本件対象文書１から７までを異議申立人から提出された際に、情報公開の可能性を示唆していないとのことであったが、（３）で述べたように、公にしないことの条件は明示のものに限ると解されていることから、本号の要件には該当しない。

（５）条例第９条第１号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則とし、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない旨定めている。

本号は、このような規定を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めている。

同号は、

ア　個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

イ　特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ　一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報が記載された行政文書については公開してはならないと定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、容易に入手し得る他の情報と結びつけることによって特定の個人が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

　（６）本件対象文書１に記載されている情報の条例第９条第１号該当性について

本件対象文書１に記載されている情報のうち、常務取締役の氏名について、条例第９条第１号に該当すると主張することから、以下検討する。

（５）ア及びイの要件に該当することは明らかである。次に、（５）ウの要件について、（２）アにおいて、異議申立人の法人名は公開するべきとしており、株式会社の取締役の氏名は、登記事項証明書等により一般に公開されている情報であることから、該当しない。

４　その他主張について

異議申立人は、任意で提出した本件対象文書２から７までの文書について、実施機関に指導後の改善状況を報告するに当たり、口頭による説明又は文書の目視確認等により、既に使用の目的が果たされているというべきものであり、直ちに異議申立人へ返還するよう求めているが、本件異議申立ての審査の対象ではない。

　５　付言

　　本件異議申立ての対象ではないが、本審議会において、本件請求人に公開される予定の行政文書を確認したところ、本件対象文書２及び７において、実施機関のマスキングが不適切であった箇所が見受けられた。これは、請求者や第三者の権利が侵害されるおそれがあることから、マスキングについては適切に行われたい。

６　結論

　　　以上のとおりであるから、本件異議申立ては、本件行政文書のうち、別表１に掲げる部分の非公開を求める部分については理由があり、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　尾形　健、有澤　知子、高橋　明男、中井　洋恵

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 行政文書の名称 | 非公開が妥当と判断した部分 |
| 本件対象文書１  改善計画書 | ・標題「改善計画書」下本文３行目の３５文字目から４行目７文字目まで  ・２（２）の１行目全て及び２行目の１文字目から５文字目まで  ・２（４）の８行目の２６文字目から９行目全て  ・４の１４行目の２６文字目から１５行目の６文字目まで |
| 本件対象文書２  週間行動予定表 | ・左上の回収目標量を示す数値  ・表中、メタル回収、府内廃棄物回収及び県外廃棄物回収を示す記号  ・３頁目の表中「○月○日」・「○：○～○：○」の取引先の所在地 |
| 本件対象文書３  ○／○○支店ミーティング議事録 | ・「監査室　室長より」１）２行目の７文字目から１３文字目まで及び４）２行目の６文字目から１９文字目まで |
| 本件対象文書５  製造依頼書（控） | ・伝票番号  ・預かり重量、確認重量及び品名明細欄に記載する数値  ・Ａｕ、Ｐｔ及びＰｄの欄に記載する数値  ・お支払希望条件欄及び備考欄の全て |
| 本件対象文書６  精製報告書（控） | ・取引先の管理番号  ・元目重量及び回収重量欄に記載する数値  ・支払金額欄右の支払い注意書の１行目から３行目まで  ・品名欄に記載する取引条件  ・仕切日及び支払日 |
| 本件対象文書７  産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ｂ２票 | ・交付番号欄に記載する数値 |

別表２　実施機関が非公開と決定した部分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 文書名 | 非公開とした部分 | 非公開とした根拠条文 |
| 本件対象文書１  改善計画書 | 印影 | 第８条第１項第１号 |
| 本件対象文書２  週間行動予定表 | 個人の氏名、印影  会社の取引状況 | 第８条第１項第１号  第９条第１号 |
| 本件対象文書３  ○／○○支店ミーティング議事録 | 個人の氏名、印影 | 第８条第１項第１号  第９条第１号 |
| 本件対象文書４  改善計画書の４．○の保管について | 会社の取引価格 | 第８条第１項第１号 |
| 本件対象文書５  製造依頼書（控） | 個人の氏名、印影  会社の取引価格 | 第８条第１項第１号  第９条第１項第１号 |
| 本件対象文書６  精製報告書（控） | 個人の氏名、印影  代表者の印影  会社の取引価格 | 第８条第１項第１号  第９条第１号 |
| 本件対象文書７  産業廃棄物管理票（マニフェストＢ２票） | 個人の氏名、印影  会社の取引状況 | 第８条第１項第１号  第９条第１号 |
| 本件対象文書８  立入検査復命書 | 個人の氏名 | 第９条第１号 |